



国別情報及びガイダンス

バングラデシュ：刑務所の環境

2015 年 3 月

序文

本文書では、バングラデシュの国民又は居住者による申請を取り扱う英国内務省の意思決定者に対して手引き、及び同国の出身国情報を提供する。申請が庇護の付与、人道的保護、又は裁量許可を行う正当な理由となる可能性があるかどうか、及び申請が棄却された場合には、同申請が2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第94項の下で「明らかに根拠が無い」ものであるとの証明が可能であるかどうかを取り扱う。

意思決定者は、本文書に記載の手引き、入手可能な出身国情報、該当する判例法、ならびに関連政策についての英国内務省の事例別作業手引き〔訳注：casework は一般に社会福祉事業の意として“ケースワーク”と訳出されますが、文脈上この訳語は適さないものと考えて左記のように訳出しております〕などを含めて、事例固有の事実と全ての関連証拠を考慮した上で、個別の基準に基づいて申請を検討しなければならない。

国別情報

本文書に記載の出身国情報は、（多くは）英語で公開された各種外部情報源から収集した。当該情報の関連性、信頼性、正確性、客観性、一般性、透明性、及び追跡可能性を考慮するとともに、可能な場合には、正確性を保つために独立した複数の情報源で使用されている情報を裏付けることを試みた。全ての引用元は脚注に参照先を示している。情報は、2008年4月付けの『出身国情報（COI）の処理のためのEU（欧州連合）共通指針』、及び欧州庇護支援事務所（European Asylum Support Office）の調査指針である、2012年7月付けの『出身国情報レポートの方法論』を参照して調査及び提示している〔訳注：文書名はUNHCRの出身国情報の調査研修マニュアル2013年版（http://www.coi-training.net/handbook/ACCORD_COI_Training_Manual_Japanese_Edition-2014-comb.pdf）に依っています〕。

意見提供

英国内務省は、提供する手引き及び情報を継続して改善することを目指しています。したがって、本文書に関する意見がある場合には、メールにてお寄せください。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI）は、英国内務省の出身国情報に関する資料の内容について国境移民独立主席検査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に対して勧告を行うことを目的として、同検査官によって2009年3月に設立された。英国内務省の国別情報資料に関する意見の提供は、IAGCIが受け付けている。IAGCIの業務に関する情報と、IAGCIがレビューを行った国別情報資料の一覧は、独立主席検査官のウェブサイト（<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>）にて閲覧することができる。

IAGCIには、英国内務省の資料、手続、あるいは方針を是認する役割はない。

国別情報に関する独立諮問機関の連絡先：

国境移民独立主席検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト：<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

目次

第 1 節： 手引き	5
1.1 申請の根拠	5
1.2 問題の概要	5
1.3 問題の検討	5
1.4 方針概要	7
第 2 節： 情報	8
2.1 刑務所の環境	8
2.2 死刑	12

第1節：手引き

更新日：2015年3月6日

1.1 申請の根拠

- 1.1.1 バングラデシュに帰国した際に拘禁される恐れがあり、バングラデシュの刑務所の環境が拷問、あるいは非人間的又は自尊心を傷つけるような処遇や処罰に等しくなるほどに劣悪なものである。
- 1.1.2 この手引きは、刑務所の環境が ECHR の第3条に違反しており、かつ人道的保護を与える十分な根拠となるものであるかどうかということにのみ関係している。どのようなものであれ、故意に非人間的かつ生命を脅かす状態にされている刑務所の環境は、ECHR の第3条に反するものである。しかしながら、こうした環境が第3条の閾値を満たすほど苛酷なものではなかったとしても、個人に特有の事情を理由として、拘禁が非人間的又は自尊心を傷つけるような処遇や処罰に等しくなる場合には、第3条に違反する可能性がある。
- 1.1.3 刑期又は刑務所の制度が、人種、宗教、国籍、特定の社会集団に属すること、又は政見を理由として差別的あるいは不相応に適用されている場合には、その度合いにかかわらず当該拘禁は迫害に相当する可能性があり、申請者は難民としての資格を得ることのできる可能性がある。

[目次に戻る](#)

1.2 問題の概要

- 申請者の説明は信用できるものであるか？
- 申請者は収監される危険に実際に晒されているか？
- バングラデシュの刑務所の環境は、ECHRの第3条に反する処遇を収容者が被るほど苛酷なものであるか？

[目次に戻る](#)

1.3 問題の検討

申請者の説明は信用できるものであるか？

- 1.3.1 意思決定者は、申請者の帰国時に拘禁される恐れについての当該人による説明に関係する重要な事実が外面的に信用できるものであるかどうか（すなわち、一般的に知られている事実及び国別情報と一致しているかどうか）ということだけでなく、同事実が十分詳細に説明されており内面的に一貫しているかどうか（口頭証言、供述書など）を考慮しなければならない。意思決定者は、申請者が一貫性を欠いているか又は重要な事実に関する詳細を提供することができない理由について、考えられる背後にある事実を考慮

に入れるべきである。

- 1.3.2 詳しい情報及び手引きについては、『国別情報及び手引き – バングラデシュ：保護の行為者及び国内移住を含む背景情報 (Background information, including actors of protection and internal relocation)』及び『庇護に関する指示書 (Asylum Instruction)』の『信頼性及び難民の地位に関する評価 (Assessing credibility and refugee status)』の第 5 節[訳注：PDF 内参照リンクでは Asylum instructions 内の個別の文書としてこの文書が記載されておりますためそのように訳出しております。以下同様です。]を参照のこと。

申請者は収監される危険に実際に晒されているか？

- 1.3.3 意思決定者は、申請者が帰国した際に拘禁される可能性について、必要であれば当該犯罪容疑がバングラデシュの法律の下での犯罪に相当するかどうか、また犯罪に相当するのであれば一定の刑期に処せられる可能性がある犯罪であるかどうか（刑事犯罪に対する規定の刑についてはバングラデシュ 1860 年刑法 (Bangladesh Penal Code 1860) を参照）も含めて明らかにしなければならない。
- 1.3.4 また、犯罪に相当する場合には、意思決定者は当該法律が差別的あるいは不相応に適用されているかどうかについても考慮しなければならない。

バングラデシュの刑務所の環境は、ECHR の第 3 条に反する処遇を収容者が被るほど苛酷なものがあるか？

- 1.3.5 バングラデシュの刑務所の環境は、拘禁中の死亡の一因となる過剰収容、医療施設の不足、及び適切な衛生設備の不足のために苛酷なものであり、時として生命を脅かすものである。SH (刑務所の環境) バングラデシュ CG [2008 年] の国別指針事例 (2008 年 10 月 13 日) の判決は次のとおりである。「バングラデシュの刑務所の環境は、少なくとも一般の囚人にとっては ECHR の第 3 条に違反するものではない。この結論は、バングラデシュへの帰国時に拘禁される個人が、当該事例の特定の事情において第 3 条の違反を示すことが絶対に不可能であるという意味ではない。拘禁によって特定の個人がその個別の事情において第 3 条に反する処遇を被ることになるかどうかを判断するには、各事例の個々の事実を考慮するべきである。」(刑務所の環境 の国別情報を参照)。
- 1.3.6 このため、意思決定者は各事例の個々の要素を注意深く検討しなければならない。関連する要素は次のとおりである。
- 拘禁の理由
 - 予想される拘禁期間
 - 予想される拘禁施設の種類
 - 申請者の年齢、性別、社会経済的地位、及び健康状態
 - 食事の提供など、支援をしてくれる家族又は友人がいるかどうか

詳しい情報及び手引きについては、「国別情報」節の「刑務所の環境」、及び『庇護に関する指示書』の『信頼性及び難民の地位に関する評価』と『人道的保護 (Humanitarian Protection)』を参照のこと。

1.4 方針概要

- バングラデシュの刑務所の環境は、過剰収容、不適切な施設、及び適切な衛生設備の不足のために苛酷なものであり、時として生命を脅かすものである。
- 最近では、一般の囚人及び政治囚に対して拷問と虐待が行われているという報告がある。環境は、対象者特有の事情によっては、個々の事例においてECHR第3条の閾値に達する可能性がある。処遇がECHR第3条の閾値に達する場合、人道的保護（HP）の付与は通常妥当である。ただし、当該処遇が規約上の理由によって差別的又は不相応に適用されている場合はこの限りではなく、この場合は庇護の付与が妥当となる可能性がある。
- いずれかの除外規定が適用されるかどうかを考慮しなければならない。
- 申請が棄却の対象となる場合、同申請を2002年国籍、移民及び庇護法の第94項の下で「明らかに根拠が無い」ものであると証明できる可能性はない。

『庇護に関する指示書』の『[未決状態以外の控訴：2002年NIA法第94項の下での認定（Non-Suspensive Appeals: Certification Under Section 94 of the NIA Act 2002）](#)』、『[人道的保護](#)』、及び『[裁量許可（Discretionary Leave）](#)』を参照のこと。

第2節：情報

更新日：2015年2月23日

司法制度に関する情報については、『国別情報及び手引き – バングラデシュ：保護の行為者及び国内移住を含む背景情報』を参照のこと。

2.1 刑務所の環境

過剰収容

2.1.1 国際刑務所研究センター（ICPS ; International Centre for Prison Studies）はその『世界刑務所概要（World Prison Brief）』において、バングラデシュ国内の 68 箇所の拘禁施設における同国の総刑務所人口は 2015 年 1 月 25 日時点で 69,852 人に達しており、これらの施設の公式定員は 34,167 人であるため、占有レベルは 204.4 パーセントとなっていると記録している。ICPS は、審理前の被拘禁者及び再拘留中の囚人が 2014 年 3 月の刑務所人口の 69 パーセントを、また女囚は 2014 年 3 月の刑務所人口の 3.4 パーセントを、未成年者（18 歳未満）は 2008 年 9 月の刑務所人口の 0.4 パーセントを占めていたと記している。¹

2.1.2 Odhikar という NGO は、その『2013 年度人権報告書（2013 Human Rights report）』において以下のように述べている。

「我々は、2012 年と 2013 年に [中略] バングラデシュの 10 の刑務所の環境に関する調査を行った。[中略] 過剰収容及びこれに伴う健康と衛生状態に関する問題は依然として最も重要な内的要因であった。バングラデシュのほとんどの刑務所における被拘禁者数は、刑務所の実容量を大幅に上回っていた。これは、クールナ（Khulna）地区刑務所において特に顕著であり、同刑務所には定員の 6 倍の被拘禁者が収容されていた。フェニー（Feni）刑務所、チッタゴン（Chittagong）刑務所、ナラヤンゴンジ（Narayangonj）刑務所、ラージバリ（Rajbari）刑務所、シレット（Sylhet）刑務所、タクルガウン（Thakurgaon）刑務所、及びパーブナ（Pabna）刑務所における収容中の被拘禁者数は、それぞれ実容量の 3.5 倍、2.5 倍、2.5 倍、2.3 倍、2 倍、ならびに 2 倍を超えていた。過剰収容は、囚人の不健全な環境、医療施設の欠如、及び不適切な通気などのその他の人権問題に影響を及ぼしていた。」²

2.1.3 米国国務省はその『2013 年度人権慣行に関する国情報告書（2013 Country Report on Human Rights Practices）』（2013 年度 USSD 報告書）において、「刑務所の環境は、過剰収容、不適切な設備、及び適切な衛生設備の欠如のために依然として苛酷なままであり、時として生命を脅かすものであった。Odhikar によれば、これらの環境は拘禁中の死亡の一因と

¹ 『世界刑務所概要 – バングラデシュ』、国際刑務所研究センター（ICPS、本拠地：エセックス大学、無日付）：<http://www.prisonstudies.org/country/bangladesh>。アクセス日：2015 年 2 月 17 日。

² 『2013 年度人権報告書』第 265 及び 266 段落、Odhikar：<http://odhikar.org/human-rightsreport-2013-odhikar-report-on-bangladesh/>。アクセス日：2015 年 1 月 16 日。

なっていた。」と記している。³

健康状態

2.1.4 2013 年度 USSD 報告書には次のように記されている。

「過剰収容のために、囚人は交替で睡眠をとっており、十分なトイレ設備を与えられていなかった。全ての囚人は医療及び水を利用する権利を有している。人権組織とメディアによれば、一部の囚人はこうした権利を享受していなかった。刑務所内で利用できる水は、同国内の他の場所で利用可能な水と同等のものであり、多くの場合には飲用に適していなかった。

「当局は高温、劣悪な通気、及び過剰収容に曝される地域に一部の囚人を拘禁していたため、環境は刑務所ごと、また多くの場合には同じ刑務所施設内でも大きく異なっていた。法律では、特定の教育的及び社会的な地位を有する人物が、家族の面会権の拡大や家事職員の利用などといった環境の改善を特徴とする「分割」拘禁でその懲役刑に服することを認めている。」⁴

2.1.5 Odhikar はその『2013 年度人権報告書』において以下のように伝えている。

「1984 年刑務所法 (Prison Act) には医療当局者又はその部下に遅滞なく治療を行うことを義務付ける明確な規定があるにもかかわらず、バングラデシュの刑務所には医師が不足している。刑務所規則 (Jail Code) 第 94 項によれば男囚と女囚には別々の病院を設けなければならないが、これはバングラデシュの刑務所では順守されていない場合があった。一方、刑務所規則第 129 項では囚人に十分な就寝場所を設けなければならないと示されているが、著しい過剰収容によってこれは不可能となっている...また、食事の提供も不適切であり基準を下回るものであった。刑務所規則によれば、全ての囚人は毎日 116 グラムのパン、291 グラムの米、233.28 グラムの野菜、145.48 グラムの豆類、14.58 グラムのナツメヤシ、36.45 グラムの肉又は魚を得る権利を有している。我々のチームによる研究では、刑務所で提供される食事は政府規則に規定されている量よりも少ない場合が多いことが明確に示されている。結果として、収容者は栄養失調にかかり、感染性疾患に罹患している。適切な処置、適切な食事、及び平均的な生活環境を与えられない囚人は健康を損ない衰弱していたが、一方で金銭に余裕のある者は基本サービスを受けていた。」⁵

[目次に戻る](#)

³ 『2013 年度人権観光に関する国情報告 - バングラデシュ』第 1c 節、米国国務省 (2014 年 2 月): <http://www.state.gov/i/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2013&dliid=220388>。アクセス日: 2015 年 1 月 16 日。

⁴ 『2013 年度人権観光に関する国情報告 - バングラデシュ』第 1c 節、米国国務省 (2014 年 2 月): <http://www.state.gov/i/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2013&dliid=220388>。アクセス日: 2015 年 1 月 16 日。

⁵ 『2013 年度人権報告書』第 266 段落, Odhikar: <http://odhikar.org/human-rights-report-2013-odhikar-report-on-bangladesh/>。アクセス日: 2015 年 1 月 16 日。

女性及び子ども

2.1.6 2013 年度 USSD 報告書には次のように記されている。

「法律では未成年者を成人と分けて拘留するように定めているが、多くの未成年者は成人とともに収監されていた。法律及び裁判所の決定では未成年者の拘禁を禁じているにもかかわらず、子どもは時として（場合によっては母親とともに）拘禁されていた。

「当局は、通常は女囚を男囚と分けて収容していた。法律では「保護拘禁」中の女性（通例強姦、人身売買、及び家庭内暴力の被害者）を犯罪者とともに収容することを禁じているものの、当局員は必ずしも別の施設を提供しているわけではなかった。」⁶

2.1.7 拘禁中の女性について、女性に対する暴力に関する国連特別報告者（UN Special Rapporteur）は 2014 年 4 月 1 日に次のように伝えている。

「特別報告者は、ダッカ（Dhaka）中央刑務所の女囚監房への視察の際に、特に拘禁者の医療及び生理用品の利用に関する拘禁環境の不備を認めた。同報告者には、監禁中の女性には適切な法的代理人が与えられておらず、家族との接触することもできていないと伝えられた。施設の人員過剰によるプライバシーの欠如、ならびに当局によるあからさまな監視により、特別報告者の視察時も含めて内密の会合を開くことは困難となっている。しかしながら、同報告者は女性からのさまざまな証言を、死刑囚も含めて聴取した。後者の面会では、適切な国際基準の下では「最も重大な犯罪」には相当しない犯罪による監禁が示されている。また、こうした面会では、死刑を受ける者の権利の保護を保証する保護措置の欠陥も明らかとなった。」⁷

2.1.8 国連子どもの権利委員会（UNCRC）は、バングラデシュの婦女子問題省（MWCA ; Ministry of Women and Children Affairs）が提供した情報を引用して 2014 年 12 月 17 日に次のように伝えている。

「2012 年児童法草案では、法律に矛盾することになる子どもの拘禁を、最終手段として用いるように提案している。国内の作業部会は、子どもが成人刑務所に収監されることのないようにするとともに、すでに成人刑務所に収監されている子どもが即座に釈放されるように取り組んでいた。2012 年 5 月時点で、全部で 53 名の 18 歳未満の子どもが同国の各刑務所に収監されており、そのうちの 4 名は少女であった。2012 年 5 月時点で、42 名の少女を含む合計 447 名の子どもが、同国の 3 箇所の Kishore Unnayan Kendra（旧称：未成年者更生センター）に収容されていた。草案によれば、法的手続きのいずれの段階においても牽制措置を講じることができる。同草案により、被害者と加害者の調停

⁶ 『2013 年度人権観光に関する国情報告 - バングラデシュ』第 1c 節、米国国務省（2014 年 2 月）：
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2013&dld=220388>。アクセス日：2015 年 1 月 16 日。

⁷ 『女性に対する暴力、及びその原因と結果に関する特別報告者の報告 - 補遺：バングラデシュへの派遣（2013 年 5 月 20～29 日）（Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, Addendum : Mission to Bangladesh (20-29 May 2013)）』第 19 段落、国連人権理事会（2014 年 4 月 1 日、A/HRC/26/38/Add.2）。
<http://www.refworld.org/docid/539831154.html> にて入手可能。アクセス日：2015 年 1 月 20 日。

及び家族集団会議を回復用の司法措置として設けることができる。」⁸

2.1.9 UNCRC は、MWCA を引用して次のように付け加えている。

「子どもに対する死刑、及び釈放の可能性のある終身刑は同草案[2012 年児童法]では禁じられている。善行の実習期間及び適格者の世話の下での釈放などといった代替処罰が導入された。既存の法律による子どもの定義は 16 歳未満の者であるとされているため、死刑、及び釈放の可能性のない終身刑を 16 歳から 18 歳の間の子どもに科すことはできるものの、これまでのところ 18 歳未満の子どもは処刑されていない。」⁹ (死刑も参照)

[目次に戻る](#)

刑務所内での死亡

警察拘禁中の者に対する拷問の発生率については、『国別情報及び手引き - [バングラデシュ：保護の行為者及び国内移住を含む背景情報](#)』を参照のこと。

2.1.10 Odhikar は、刑務所での囚人の死亡者数が、2012 年は 63 名、2011 年は 105 名であったのに対して、2013 年には 59 名であったと伝えている。2013 年の死亡に関する報告によれば、54 名の死因は病気であり、3 名は自殺したと伝えられており、2 名はその他の理由で死亡した[原文ママ]。¹⁰

2014 年 7 月に、Odhikar は、同年 1 月から 6 月の間に 26 名が収監中に死亡したと言われていると伝えた。このうち 23 名は「病気」が死因であるとされており、3 名は自殺したものと伝えられている。¹¹

2.1.11 Ain o Salish Kendra (ASK) という人権団体によれば、2014 年 1 月から 9 月 30 日までの間に 44 件の拘禁中の死亡があった。¹²ASK は死因についての分析を提供しておらず、また一般的なバングラデシュ住民のものと比較した死亡率がどのようなものであったのか

⁸ 『協定第44条の下で締約国により提出された報告書に関する考察 - 2012年を期限とする締約国の第5回定期報告書：バングラデシュ (Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention; Fifth periodic reports of States parties due in 2012; Bangladesh)』第324段落、バングラデシュ婦女子問題省[2012年10月23日][CRC/C/BGD/5] (2014年12月17日) (発行元：CRC, [ecoi.net](http://www.ecoi.net)にて入手可能) http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1419956333_crc-c-bgd-5-6115-e.doc。アクセス日：2015年2月13日。

⁹ 『協定第44条の下で締約国により提出された報告書に関する考察 - 2012年を期限とする締約国の第5回定期報告書：バングラデシュ』第325段落、バングラデシュ婦女子問題省[2012年10月23日][CRC/C/BGD/5] (2014年12月17日) (発行元：CRC, [ecoi.net](http://www.ecoi.net)にて入手可能) http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1419956333_crc-c-bgd-5-6115-e.doc。アクセス日：2015年2月13日。

¹⁰ 『2013年度人権報告書』第266段落、Odhikar: <http://odhikar.org/human-rights-report-2013-odhikar-report-on-bangladesh/>。アクセス日：2015年1月16日。

¹¹ 『6ヶ月間人権監視報告書：2014年1月1日～6月30日 (Six-Months Human Rights monitoring Report: January 1 – June 30)』 - 「刑務所内での死亡 (Death in Jail)」第23段落、Odhikar (2014年7月1日) : http://www.omct.org/files/2014/07/22773/hr_report_jan_june_2014_en.pdf。アクセス日：2015年2月17日 (訳注：公開日から考えて2015年の誤記と判断しております)。

¹² 『2014年1月～9月30日における刑務所での拘禁中の死亡事件 (Incidents of Death in Jail Custody Between January and 30 September 2014)』, Ain o Salish Kendra (ASK) (2014年10月) : <http://www.askbd.org/ask/2014/10/13/incidents-death-jail-custody-third-quarter-2014/>。アクセス日：2015年1月16日。

について述べてもいない。

刑務所の監視

2.1.12 2013 年度 USSD 報告書では次のように評している。

「刑務所の記録管理は適切であった。刑務所の職員は、囚人が検閲を受けずに苦情を申し立てることを認めており、こうした苦情を時折調査していた。当局は非暴力の犯罪者に対する実刑宣告の代替案を用いておらず、刑務所のオンブズマンを囚人は利用できていなかった。当局は、囚人に宗教的儀式を許可していた。

「政府は、赤十字国際委員会やその他の独立人権監視員による刑務所の視察を認めていなかった。バングラデシュ赤新月社（Red Crescent Society）が外国人の被拘禁者に面会することは許可していた。各刑務所区域では有名な民間人から成る政府指定の委員会が月ごとに監視を行っていたが、その所見を公表はしていなかった。地方判事は刑務所を視察することがあった。」¹³

[目次に戻る](#)

2.2 死刑

2.2.1 世界中で死刑の廃止運動を行っているハンズ・オフ・ケイン（Hands Off Cain）という NGO は、家庭問題省（Ministry of Home Affairs）によれば 2014 年 6 月 8 日時点で 1,071 名の死刑囚がいたと記している。ハンズ・オフ・ケインは次のように伝えている。

「バングラデシュでは、殺人や治安妨害、所有権に係る違反、ならびに麻薬密売、反逆、諜報活動、軍事犯罪...などの犯罪行為に死刑を科している。1998 年 3 月にバングラデシュ内閣は、人身売買、強姦、及び殺人...などの女性と子どもに対する犯罪に死刑を科すことを承認した。2009 年 2 月 19 日に政府は、死刑、終身刑、又は最長 10 年かつ最低 3 年間の厳格な懲役刑...を規定する「2008 年のテロ対策法令」を採択した。

「2010 年 3 月 2 日に...最高裁判所判事は、...強制死刑を規定する同国の憲法に違反する法律を布告した。

2011 年 12 月 26 日に同内閣は、...同国内での交戦活動及びテロ活動への関与、支援、あるいは資金援助に対する死刑の規定を含んだ 2011 年テロ対策（改正）法の最終草案を承認した。

「2012 年 12 月 20 日にバングラデシュは、国連総会において死刑執行の停止に関する決議案（Resolution on a Moratorium on the Use of the Death Penalty）に反対票を投じた。」¹⁴

¹³ 『2013年度人権観光に関する国情報告 - バングラデシュ』第1c節，米国国務省（2014年2月）：
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2013&dliid=220388>。アクセス日：2015年1月16日。

¹⁴ 『バングラデシュ 2014 年（Bangladesh (2014)）』，ハンズ・オフ・ケイン：

ハンズ・オフ・ケインは 2015 年にバングラデシュで死刑が科された事件を一覧化しており、現在（同年 2 月 17 日）までに同刑は 3 回行われている。¹⁵

2.2.2 アムネスティ・インターナショナルの報告によれば、2013 年に、「2009 年テロ対策法で定義されているように、子どもを利用してテロ活動を行った成人に対して死刑を科すことを認める 2013 年児童法を議会が承認した同年 6 月 16 日に、死刑の適用範囲は拡大されたと伝えられている。」¹⁶同報告書ではさらに、「バングラデシュは 2 回の死刑を執行するとともに少なくとも 220 件の死刑判決を科した。こうした死刑判決のうち、152 件は 2009 年の暴動に関係する単一の事件で宣告されている。この暴動の後には被告人が審理前拘留中に拷問を受けたとされている。少なくとも 1,100 名が、同年末時点で死刑囚監房に収容されていると伝えられている。」¹⁷

2.2.3 1971 年の独立戦争における殺人と人権侵害の容疑者の審理を行うために 2009 年に設立された国家裁判所である国際犯罪法廷（International Crimes Tribunal）は、10 名に死刑を宣告した。アムネスティ・インターナショナルは、「有罪判決を受けた囚人の 1 人であるアブドゥル・カダール・モラー（Abdul Quader Mollah）は、同囚人の死刑判決に対する控訴を行う権利を否定する司法手続を受けて[2013 年 12 月に]処刑された。彼は終身刑を宣告されていたのだが、抗告審判において最高裁判所は死刑に引き上げた。」¹⁸

[目次に戻る](#)

<http://www.handsoffcain.info/bancadati/schedastato.php?idcontinente=23&nome=bangladesh>。アクセス日：2015 年 1 月 19 日。

¹⁵ 『バングラデシュ 2014 年』、ハンズ・オフ・ケイン：

<http://www.handsoffcain.info/bancadati/schedastato.php?idcontinente=23&nome=bangladesh>。アクセス日：2015 年 1 月 19 日。

¹⁶ 『2013 年における死刑の宣告及び執行（Death Sentences and Executions in 2013）』－「地域別概要：アジア太平洋（Regional Overviews, Asia-Pacific）」19 ページ、アムネスティ・インターナショナル（2014 年 3 月）：

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ACT50/001/2014/en/652ac5b3-3979-43e2-b1a1-6c4919e7a518/act500012014en.pdf>。

アクセス日：2015 年 1 月 20 日〔訳注：原典の URL からは当該文書をダウンロードすることはできませんが、<https://www.amnesty.org/download/Documents/4000/act500012014en.pdf>に同名の文書が存在しています〕。

¹⁷ 『2013 年における死刑の宣告及び執行』－「地域別概要：アジア太平洋」19 ページ、アムネスティ・インターナショナル（2014 年 3 月）：

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ACT50/001/2014/en/652ac5b3-3979-43e2-b1a1-6c4919e7a518/act500012014en.pdf>。

アクセス日：2015 年 1 月 20 日。

¹⁸ 『バングラデシュ：「幾日も経たないうちに」野党指導者の死刑執行（Bangladesh: Execution of opposition leader 'within days'）』、アムネスティ・インターナショナル（2014 年 11 月 14、ASA 13/007/2014）：

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA13/007/2014/en/3c679632-a480-4c44-888e-5739e56db3a3/asa130072014en.html>。アクセス日：2015 年 1 月 20 日〔訳注：原典の URL は <https://www.amnesty.org/en/documents/asa13/007/2014/en/>に変更されているようです〕。

改訂履歴

版	日付	変更内容の説明
1.0	2015年6月3日	更新済みテンプレートの初版

[目次に戻る](#)